

森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）の一部改正
 新旧対照表 （下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
目次	目次
I (略) II 今後の森林組合等の組織体制及び事業運営に関する取組の方向性 II-1 (略) II-2 組織体制の充実強化 II-2-1 (略) II-2-2 経営管理・法令等遵守態勢の強化 II-2-3・II-2-4 (略) II-3～II-6 (略) III～VIII (略) 別添1～別添3 (略)	I (略) II 今後の森林組合等の組織体制及び事業運営に関する取組の方向性 II-1 (略) II-2 組織体制の充実強化 II-2-1 (略) II-2-2 経営管理・法令等遵守体制の強化 II-2-3・II-2-4 (略) II-3～II-6 (略) III～VIII (略) 別添1～別添3 (略)
II 今後の森林組合等の組織体制及び事業運営に関する取組の方向性 II-1 (略) II-2 組織体制の充実強化 II-2-1 (略) II-2-2 経営管理・法令等遵守態勢の強化 森林組合系統においては、不適切な事業実施等の例（横領、虚偽の補助金申請、粉飾決算等）が依然として発生している一方で、平成31年度から森林経営管理法が施行されるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税が創設される等、森林組合等を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、地域の森林管理の中心的な担い手としての役割をよりの確に果たしていくため、透明性の高い会計処理や適正な事業運営を確保し、不適正事案の発生防止をより一層徹底するものとする。 このため、	II 今後の森林組合等の組織体制及び事業運営に関する取組の方向性 II-1 (略) II-2 組織体制の充実強化 II-2-1 (略) II-2-2 経営管理・法令等遵守態勢の強化 森林組合系統においては、不適切な事業実施等の例（横領、虚偽の補助金申請、粉飾決算等）が依然として発生している一方で、平成31年度から森林経営管理法が施行されるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税が創設される等、森林組合等を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、地域の森林管理の中心的な担い手としての役割をよりの確に果たしていくため、透明性の高い会計処理や適正な事業運営を確保し、不適正事案の発生防止をより一層徹底するものとする。 このため、

改 正 後	現 行
<p>① 会計帳簿の整備の徹底（各事業の補助簿等の適切な整備・保存等）</p> <p>② 内部けん制機能の充実（主担当・副担当制の導入、書類等の相互チェック体制の構築、内部通報制度の導入、員外理事・員外監事の増加、経営層による不適正事案の発生防止に向けた外部監査の積極的な実施等）</p> <p>③ 法令等遵守（コンプライアンス）の徹底（役職員研修会の定期実施、コンプライアンスマニュアルの定着・改善、コンプライアンス担当者の配置等）</p> <p>④ 森林組合系統の監査機能の強化（森林組合監査士等の有資格者の育成・増加、<u>着実かつ効果的な監査の実施</u>、事業の適正執行のための点検・指導等）</p> <p>を図るなど、系統組織の経営管理（ガバナンス）や法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化に努めるものとする。</p>	<p>① 会計帳簿の整備の徹底（各事業の補助簿等の適切な整備・保存等）</p> <p>② 内部けん制機能の充実（主担当・副担当制の導入、書類等の相互チェック体制の構築、内部通報制度の導入、員外理事・員外監事の増加、経営層による不適正事案の発生防止に向けた外部監査の積極的な実施等）</p> <p>③ 法令等遵守（コンプライアンス）の徹底（役職員研修会の定期実施、コンプライアンスマニュアルの定着・改善、コンプライアンス担当者の配置等）</p> <p>④ 森林組合系統の監査機能の強化（森林組合監査士等の有資格者の育成・増加、<u>監査実施頻度の増加</u>、事業の適正執行のための点検・指導等）</p> <p>を図るなど、系統組織の経営管理（ガバナンス）や法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化に努めるものとする。</p>
<p>Ⅱ－２－３・Ⅱ－２－４ （略）</p> <p>Ⅱ－３～Ⅱ－６ （略）</p>	<p>Ⅱ－２－３・Ⅱ－２－４ （略）</p> <p>Ⅱ－３～Ⅱ－６ （略）</p>
<p>Ⅲ 森林組合等の監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理体制</p> <p>Ⅲ－１－１ （略）</p> <p>Ⅲ－１－２ 業務及び執行体制 （略）</p> <p>Ⅲ－１－２－１ 役員体制</p> <p>Ⅲ－１－２－１－１ （略）</p> <p>Ⅲ－１－２－１－２ 主な着眼点 （略）</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）理事及び理事会</p> <p>① （略）</p> <p>② 理事の構成</p>	<p>Ⅲ 森林組合等の監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理体制</p> <p>Ⅲ－１－１ （略）</p> <p>Ⅲ－１－２ 業務及び執行体制 （略）</p> <p>Ⅲ－１－２－１ 役員体制</p> <p>Ⅲ－１－２－１－１ （略）</p> <p>Ⅲ－１－２－１－２ 主な着眼点 （略）</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）理事及び理事会</p> <p>① （略）</p> <p>② 理事の構成</p>

改 正 後	現 行
<p>ア (略)</p> <p>イ 販売事業等に関し実践的な能力を有する理事</p> <p>a 販売事業を行う森林組合等にあつては、理事のうち1人以上は法第44条第10項（法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定に適合したものとなっているか。</p> <p>なお、同項の「林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者」については、</p> <p>(a) 販売事業のみならず、商品の差別化の観点から加工や運搬等の販売事業に関連する事業に精通している者や販売事業に係る経営リスクの管理を行う観点から販売に関連する事業を行う法人の経営に関して能力のある者も含まれること、</p> <p>(b) 販売担当については外部登用を義務づけるものではなく、森林組合等の職員として販売事業を担当している者などの内部登用や、こうした経験を有する理事を販売担当とすることも可能であること、</p> <p>(c) 常勤・非常勤の別を問うものでもないこと、に留意されたい。</p> <p>b <u>販売担当の選出方法は、</u></p> <p><u>(a) 当該森林組合等の事業や経営の方向性を踏まえて、それに相応しい者を森林組合等の理事会において選任する</u></p> <p><u>(b) 要件（求められる経歴、資格等）を内規で定めて組合員に周知した上で、役員選挙通知又は役員選任議案で示される候補者の経歴等でその要件を満たしていることが明らかである者を役員に選出又は選任する</u></p> <p><u>などが考えられるが、選任理由、要件等について、組合員に明らかにされているか。</u></p> <p>（注1）販売担当の配置を義務づけられる販売事業を行う森林組合等であるかについては、定款に、森林組合にあつて</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 販売事業等に関し実践的な能力を有する理事</p> <p>a 販売事業を行う森林組合等にあつては、理事のうち1人以上は法第44条第10項（法第109条第3項において準用する場合を含む。）の規定に適合したものとなっているか。</p> <p>なお、同項の「林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者」については、</p> <p>(a) 販売事業のみならず、商品の差別化の観点から加工や運搬等の販売事業に関連する事業に精通している者や販売事業に係る経営リスクの管理を行う観点から販売に関連する事業を行う法人の経営に関して能力のある者も含まれること、</p> <p>(b) 販売担当については外部登用を義務づけるものではなく、森林組合等の職員として販売事業を担当している者などの内部登用や、こうした経験を有する理事を販売担当とすることも可能であること、</p> <p>(c) 常勤・非常勤の別を問うものでもないこと、に留意されたい。</p> <p>b <u>販売担当は、当該森林組合等の事業や経営の方向性を踏まえて、それに相応しい者を森林組合等の理事会において選任するものであるが、その理由等について、組合員に明らかにされているか。</u></p> <p>（注1）販売担当の配置を義務づけられる販売事業を行う森林組合等であるかについては、定款に、森林組合にあつて</p>

改 正 後	現 行
<p>は、「組合員の生産する林産物その他の物資の販売」、連合会にあっては、「所属員の生産する林産物その他の物資の販売」を記載しており、かつ、総会で承認を得ることになる事業計画に販売事業を行うことを定めている森林組合等をもって判断する。</p> <p>(注2) 当該規定(法第44条第10項)については、令和6年4月1日以降最初に招集される通常総会の終了の時までは適用しないこととしており、基本的には、令和3年4月以降の役員の改選に合わせて選任することを想定しているが、令和6年4月1日以降最初に招集される通常総会の終了の時までに、就任中の理事から選任、追加で選任、役員改選により選任することも可能である。</p> <p>c 販売担当は、林業所得の増大を図る観点から、例えば木材流通の取りまとめ、大規模工場や海外輸出など新たな需要先の開拓、木材の有利販売などの取組等を、組合員のニーズに基づき、リーダーシップを発揮して実践するとともに、仲買人、流通関係者、消費者等のステークホルダーからの意見や情報を得ているか。</p> <p>なお、販売担当は専ら販売事業のみを担当したり、販売事業の実務にまで従事・関与することまで一律に求めるものではなく、販売事業以外の事業に従事したり、販売事業の企画、調整を行うことでも支障ないことに留意されたい。</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ-1-2-1-3 (略)</p> <p>Ⅲ-1-2-2・Ⅲ-1-2-3 (略)</p> <p>Ⅲ-1-3 法令等遵守態勢の整備</p> <p>Ⅲ-1-3-1 (略)</p>	<p>は、「組合員の生産する林産物その他の物資の販売」、連合会にあっては、「所属員の生産する林産物その他の物資の販売」を記載しており、かつ、総会で承認を得ることになる事業計画に販売事業を行うことを定めている森林組合等をもって判断する。</p> <p>(注2) 当該規定(法第44条第10項)については、令和6年4月1日以降最初に招集される通常総会の終了の時までは適用しないこととしており、基本的には、令和3年4月以降の役員の改選に合わせて選任することを想定しているが、令和6年4月1日以降最初に招集される通常総会の終了の時までに、就任中の理事から選任、追加で選任、役員改選により選任することも可能である。</p> <p>c 販売担当は、林業所得の増大を図る観点から、例えば木材流通の取りまとめ、大規模工場や海外輸出など新たな需要先の開拓、木材の有利販売などの取組等を、組合員のニーズに基づき、リーダーシップを発揮して実践するとともに、仲買人、流通関係者、消費者等のステークホルダーからの意見や情報を得ているか。</p> <p>なお、販売担当は専ら販売事業のみを担当したり、販売事業の実務にまで従事・関与することまで一律に求めるものではなく、販売事業以外の事業に従事したり、販売事業の企画、調整を行うことでも支障ないことに留意されたい。</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ-1-2-1-3 (略)</p> <p>Ⅲ-1-2-2・Ⅲ-1-2-3 (略)</p> <p>Ⅲ-1-3 法令等遵守態勢の整備</p> <p>Ⅲ-1-3-1 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>Ⅲ－１－３－２ 主な着眼点 (1)～(3) (略) (4) 内部監査体制 法令等遵守態勢の確立と森林組合等の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、リスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として、内部監査に取り組んでいるか。 具体的には、 ① 内部監査担当の独立性は確保されているか。 ② 内部監査担当には、知識・経験を有する職員を森林組合等の規模に応じて配置しているか。 ③ 内部監査に係る規程が整備されているか。 ④ 内部監査はリスク評価の結果に基づき策定された計画に基づき全部署を対象として実施されているか。 ⑤ 監事や系統上部機関等と連携し効率的に監査を実施しているか。 ⑥ 抜き打ち点検や外部確認の実施など内部監査の実効性の確保に留意しているか。 ⑦ 監査結果は理事に報告し、被監査部署や関連部署にフィードバックする態勢が整っているか。 ⑧ 監査により問題点が確認された事項について、理事の関与の下で改善状況をフォローアップする態勢が整っているか。 ⑨ 子会社を有する森林組合等については、森林組合等の子会社管理部署は、その規模に応じ、適時に子会社の内部監査体制をチェックし、不十分な場合には親組合として補完する措置を講じているか。 (注) 内部監査の実施方法は、実地及び対面に限られるものではなく、<u>オンライン会議システム等デジタル技術の活用も認められる。</u> (5) (略) Ⅲ－１－３－３ (略)</p>	<p>Ⅲ－１－３－２ 主な着眼点 (1)～(3) (略) (4) 内部監査体制 法令等遵守態勢の確立と森林組合等の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、リスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として、内部監査に取り組んでいるか。 具体的には、 ① 内部監査担当の独立性は確保されているか。 ② 内部監査担当には、知識・経験を有する職員を森林組合等の規模に応じて配置しているか。 ③ 内部監査に係る規程が整備されているか。 ④ 内部監査はリスク評価の結果に基づき策定された計画に基づき全部署を対象として実施されているか。 ⑤ 監事や系統上部機関等と連携し効率的に監査を実施しているか。 ⑥ 抜き打ち点検や外部確認の実施など内部監査の実効性の確保に留意しているか。 ⑦ 監査結果は理事に報告し、被監査部署や関連部署にフィードバックする態勢が整っているか。 ⑧ 監査により問題点が確認された事項について、理事の関与の下で改善状況をフォローアップする態勢が整っているか。 ⑨ 子会社を有する森林組合等については、森林組合等の子会社管理部署は、その規模に応じ、適時に子会社の内部監査体制をチェックし、不十分な場合には親組合として補完する措置を講じているか。 (5) (略) Ⅲ－１－３－３ (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>Ⅲ－１－４～Ⅲ－１－７ (略) Ⅲ－２～Ⅲ－５ (略)</p> <p>Ⅷ 連合会の監督上の留意点 Ⅷ－１ 監督上の評価項目 Ⅷ－１－１ (略) Ⅷ－１－２ 連合会の行う監査事業の主な着眼点 (1) 事業の実施に必要な森林組合監査士を置き、これを監査事業に従事させているか。 (2) <u>少なくとも3年に1回、監査を行っているか。また、経営管理体制・財務の健全性等に懸念のある組合・連合会に対して、監査を行わない年度に改善状況のフォローアップのための点検・指導を行うなど、効果的な監査事業の実施に努めているか。</u> (3) 森林組合監査士の育成に努めるとともに、研修等により、森林組合監査士の資質の向上に取り組んでいるか。 (4) 監査事業の趣旨から、系統組織を挙げて行うことはもとより、必要に応じて、公認会計士などの外部の者を加えて監査を行うことが望ましい。</p> <p>Ⅷ－１－３ (略) Ⅷ－２ (略)</p> <p>Ⅳ－２－１－１－１ 別紙様式4 (組合設立の認可) (略)</p> <p style="text-align: center;">設立認可申請書</p> <p>森林組合法第78条第1項 (法第109条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、森林組合 (連合会) の設立の認可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>設立しようとする組合の住所及び名称</p>	<p>Ⅲ－１－４～Ⅲ－１－７ (略) Ⅲ－２～Ⅲ－５ (略)</p> <p>Ⅷ 連合会の監督上の留意点 Ⅷ－１ 監督上の評価項目 Ⅷ－１－１ (略) Ⅷ－１－２ 連合会の行う監査事業の主な着眼点 (1) 事業の実施に必要な森林組合監査士を置き、これを監査事業に従事させているか。 (2) <u>少なくとも2年に1回、監査を行うなど、実施頻度の増加に努めているか。</u> (3) 森林組合監査士の育成に努めるとともに、研修等により、森林組合監査士の資質の向上に取り組んでいるか。 (4) 監査事業の趣旨から、系統組織を挙げて行うことはもとより、必要に応じて、公認会計士などの外部の者を加えて監査を行うことが望ましい。</p> <p>Ⅷ－１－３ (略) Ⅷ－２ (略)</p> <p>Ⅳ－２－１－１－１ 別紙様式4 (組合設立の認可) (略)</p> <p style="text-align: center;">設立認可申請書</p> <p>森林組合法第78条第1項 (法第109条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、森林組合 (連合会) の設立の認可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>設立しようとする組合の住所及び名称</p>

改 正 後	現 行
<p>(添付資料)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 法第75条(法第109条第4項において準用する場合を含む。)に規定する設立準備会の開催手続に関する書類 (設立目論見書、設立準備会公告の写し)</p> <p>7 法第76条(法第109条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する設立準備会の開催に関する書類 (定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し)</p> <p>8 法第77条(法第109条第4項において準用する場合を含む。)に規定する創立総会の開催に関する書類 (創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録(謄本))</p> <p>9 (略)</p> <p>Ⅲ－1－2－3－2 別紙参考4 決算関係書類様式通知の事業報告書(一部抜粋)</p> <p>記載例</p> <p>Ⅵ 附属明細書</p> <p>第2 事業報告に関する事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 員内・員外の利用状況 (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 森林経営計画の作成状況 (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(添付資料)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 法第75条(法第109条第4項において準用する場合を含む。)に規定する設立準備会の開催手続に関する書類 (定款作成委員名簿、設立準備会公告の写し)</p> <p>7 法第76条(法第109条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する設立準備会の開催に関する書類 (定款作成委員会名簿、設立準備会の議事録の写し)</p> <p>8 法第77条(法第109条第4項において準用する場合を含む。)に規定する創立総会の開催に関する書類 (創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録(謄本))</p> <p>9 (略)</p> <p>Ⅲ－1－2－3－2 別紙参考4 決算関係書類様式通知の事業報告書(一部抜粋)</p> <p>記載例</p> <p>Ⅵ 附属明細書</p> <p>第2 事業報告に関する事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 員内・員外の利用状況 (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 森林経営計画の作成状況 (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p>